

## 那智勝浦町立温泉病院看護師等修学資金貸与要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、保健師助産師看護師法第21条、理学療法士及び作業療法士法第11条若しくは第12条又は言語聴覚士法第33条の規定に基づく学校（以下「養成学校」という。）に在学する者で、卒業後直ちに看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）として那智勝浦町立温泉病院（以下「当院」という。）に従事しようとする者に修学資金を貸与し、もって当院における看護師等の充足に資することを目的とする。

### (貸与対象者)

第2条 修学資金の貸与対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 養成学校に在学する者
- (2) 養成学校を卒業後、直ちに当院において看護師等の業務に従事する意思を有する者

### (貸与額等)

第3条 修学資金の貸与額は、月額50,000円とする。

- 2 修学資金の貸与人員は、1学年3名以内とする。ただし、那智勝浦町立温泉病院開設者那智勝浦町長（以下、「町長」という。）が特に認める場合は、この限りではない。
- 3 修学資金は無利息とする。

### (貸与期間)

第4条 修学資金の貸与期間は、貸与を決定した日の属する月から在学している養成学校の正規の就学期を修了する月までの期間とする。ただし、町長が必要と認めるときは、貸与を決定した日の属する月の前月以前の期間を貸与期間に含めることができる。

### (貸与の申請)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人を2名立て、修学資金貸与申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書

- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 養成学校が発行する在学証明書および成績証明書（入学初年度に申請する場合を除く）
- (4) 養成学校入学前の最終卒業校発行の調査書（文部科学省の定める大学入学者選抜用）（入学初年度に申請する場合のみ）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

#### （連帯保証人）

第6条 前条の連帯保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯し、前条第1項第2号に掲げる誓約書に記載した極度額の範囲内で債務を負うものとする。

2 修学資金の貸与を受けようとする者は、修学資金貸与申請に先立ち、連帯保証人に対して自らに関する次の各号に掲げる事項について情報の提供をおこなうものとする。

- (1) 財産及び収支の状況
- (2) 修学資金以外で負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
- (3) 修学資金について那智勝浦町立温泉病院に担保を提供していない事実

3 連帯保証人は、互いに別世帯で独立した生計を営み、修学資金の返還責任を負うことができる資力を有する者とする。

4 連帯保証人が何らかの事情により、連帯保証人の資格を失ったときは、直ちに連帯保証人変更届（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

#### （貸与の決定）

第7条 町長は、第5条の規定による申請があったときは、面接及び書類選考を行い、その貸与の可否について決定するものとする。

2 町長は、前項の規定に基づき決定した内容を修学資金貸与決定（却下）通知書（様式第4号）により申請者及びその連帯保証人に通知するものとする。

#### （貸与の方法）

第8条 前条により修学資金貸与決定通知を受けた者（以下「奨学生」という。）は、速やかに修学資金口座振込依頼書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 修学資金は、毎月末日までに、奨学生が指定する口座への振込により貸与するものとする。なお、貸与を決定した日の属する月の修学資金については、その翌月の修学資金の貸与日に併せて貸与するものとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

(異動の届出)

第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を証する書類を添えて、速やかに異動事項届出書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所、連絡先または修学資金の振込口座を変更したとき。
- (2) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (3) 養成学校を留年し、休学し、復学し、または退学したとき。
- (4) 養成学校から停学その他の処分を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与に関する重大な変更があったとき。

(成績証明書の提出)

第10条 奨学生は、毎年4月末までに養成学校の発行する成績証明書またはこれに準じる書類を町長に提出しなければならない。

(貸与の辞退)

第11条 奨学生は、修学資金の貸与を辞退しようとするときは修学資金貸与辞退届出書（様式第7号）を町長に提出しなければならない

(貸与の停止)

第12条 町長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、その該当するに至った日の属する月の翌月からそれが解消された日の前日の属する月までの間、奨学金の貸与を停止するものとする。

- (1) 養成学校を休学したとき。
- (2) 養成学校から停学等の処分を受けたとき。
- (3) 品行又は学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が修学資金の貸与を停止することが適当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により修学資金の貸与を停止したときは、修学資金貸与停止通知書（様式第8号）により奨学生及びその連帯保証人に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により停止した修学資金の貸与を再開することについて適当と認めるときは、修学資金貸与再開決定通知書（様式第9号）により奨学生及びその連帯保証人に通知し、修学資金の貸与を再開するものとする。この場合において、停止していた月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、停止に至った事由が解消された日の前日の属する月の翌月以降の分として貸与したものとみなすことができるものとする。

(貸与の決定の取消)

第13条 町長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、第7条の決定を取り消し、その該当するに至った日の属する月の翌月から奨学金の貸与を止めるものとする。

- (1) 第2条の各号に掲げる要件の全てを満たさなくなったとき。
- (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 品行又は学業成績が著しく不良となり、その状態に改善が認められないとき。
- (4) 第11条の規定により修学資金の貸与を辞退したとき。
- (5) 養成学校を卒業する年度中に看護師等に係る那智勝浦町立温泉病院職員採用試験を受験しなかったとき、またはこれに不合格となったとき。
- (6) 修学期間中に死亡したとき。
- (7) 偽りその他不正な手段によって修学資金の貸与を受けたとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が修学資金の貸与が不適當であると認めたとき。

2 町長は、前項の規定に基づき修学資金の貸与の決定を取り消したときは、修学資金貸与取消通知書(様式第10号)により奨学生及びその連帯保証人に通知するものとする。

(借用証書の提出)

第14条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与を受けた修学資金の総額について、借用証書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 養成学校を卒業したとき。
- (2) 前条の規定により、修学資金の貸与の決定を取り消されたとき。

(返還)

第15条 修学資金の貸与期間が満了した奨学生(第13条第1項の規定により修学資金の貸与の決定を取り消された者を含む。以下「奨学生であった者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して3ヶ月以内に全額(第18条に掲げる修学資金の免除の対象となった者については貸与総額から第18条に掲げる修学資金の免除額を差し引いた額)を一括して返還しなければならない。ただし、町長が疾病、負傷その他やむを得ない理由があると認めるときは、分割により返還することができる。

- (1) 第13条第1項の規定により、修学資金の貸与を取り消されたとき。

- (2) 養成学校を卒業後、町長の認める他の養成学校等以外の学校に進学したとき。
  - (3) 養成学校を卒業後、当院において勤務した期間が修学資金の貸与を受けた期間に満たないとき。
- 2 町長は、前項の規定により修学資金の返還を求めるときは、修学資金返還請求通知書（様式第12号）により、奨学生であった者及びその連帯保証人に通知するものとする。
  - 3 前項の規定による通知を受けた奨学生であった者及びその連帯保証人は、通知を受けた日から15日以内に修学資金返還計画明細書（様式第13号）を町長に提出しなければならない。
  - 4 町長は、返還すべき修学資金の全額が償還されたときは、修学資金返還完了通知書（様式第14号）を奨学生であった者及びその連帯保証人に交付するものとする。

#### （延滞利息）

第16条 奨学生であった者が、正当な理由なく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還のあった日までの期間の日数に応じ、返還すべき全額に年14.5%の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合はこの限りではない。

#### （返還の猶予）

- 第17条 町長は、奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間、修学資金の返還を猶予することができる。
- (1) 当院において看護師等として業務に従事しているとき。
  - (2) 妊娠、出産、育児、疾病、災害その他やむを得ない理由により当院で看護師等として業務に従事できないとき。
  - (3) 本修学資金貸与に係る養成学校を卒業した後、当院において看護師等として業務に従事する意思を有し、かつ、別の養成学校等に編入し、又は進学することを町長が認めるとき。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が特別の理由があると認めるとき。
- 2 前項により修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（様式第15号）に前項各号のいずれかに該当する事実を証明する書類を添えて町長に提出しなければならない。
  - 3 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、返還の猶予の可否を決定し、修学資金返還猶予決定（不承認）通知書（様式第16号）により、申請をおこなった者およびその連帯保証人に通知するものとする。

(返還の免除)

第18条 町長は、奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与した修学資金の返還を免除することができる。

(1) 養成学校を卒業後、修学資金の貸与期間の月数と同じ期間（以下、「貸与月数」という。）を看護師等として当院の業務に従事したとき。ただし、看護師等として当院の業務に従事した期間のうち次に掲げる事由により業務に従事しなかった期間（以下「休業等期間」という。）がある場合は、休業等期間が開始した日の属する月から休業等期間が終了した日の属する月までの期間（休業等期間の日数がその月における所定の出勤日数の2分の1に満たない月を除く。）は、看護師等として当院の業務に従事した期間から除くものとする。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する休職および停職

イ 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第7号）に規定する育児休業

ウ 職員の給与等に関する規則（昭和31年規則第7号）第16条第1項第12号に規定する病気休暇のうち1ヶ月を超えるもの

エ 職員の給与に関する条例（昭和31年条例第26号）第33条第3号に規定する介護休暇

オ アからエまでに掲げるもののほか、町長が適当と認める事由

(2) 貸与月数を看護師等として当院の業務に従事する期間中において、死亡又は業務に起因する事由により就労不能となったとき。

(3) 当院の責めにより、養成学校を卒業後、当院の業務に従事することができなかったとき、または当院の都合により退職したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が特別の理由があると認めるとき。

2 町長は、奨学生であったものが養成学校を卒業後、看護師等として当院の業務に従事した期間が貸与月数に満たないときは、修学資金の一部（第3条第1項に規定する修学資金の貸与月額に看護師等として当院の業務に従事した期間を乗じて得た額）の返還を免除することができる。ただし、看護師等として当院の業務に従事した期間のうち休業等期間がある場合は、休業等期間が開始した日の属する月から休業等期間が終了した日の属する月までの期間（休業等期間の日数がその月における所定の出勤日数の2分の1に満たない月を除く。）は、看護師等として当院の業務に従事した期間から除くものとする。

3 修学資金の返還の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書（様式第17号）に免除を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- 4 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、修学資金の返還の免除の可否を決定し、修学資金返還免除決定（不承認）通知書（別記様式第18号）により、申請をおこなった者及びその連帯保証人に通知するものとする。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は昭和63年8月1日から施行する。
- 2 那智勝浦町立温泉病院看護師修学資金貸与要綱（昭和61年3月1日要綱）は、廃止する。

附 則

この要綱は平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。